

平成27年 9月 2日

(有) 吾城

村上 央枝 様

広島県知事  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)  
建設産業課



一般 建設業の許可について(通知)

平成27年 7月 24日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許可番号	広島県知事 許可(般-27) 第 30666号
許可の有効期間	平成27年 9月 28日から 平成32年 9月 27日まで
建設業の種類	
土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業	建築工事業 ほ装工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成32年 8月 28日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)